

(案)

府 消 委 第 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 宛て

消費者委員会
委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和4年1月14日付け消表対第37号をもって当委員会に議決の求めのあった下記事項については、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づき定める日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の一部改正について

以 上